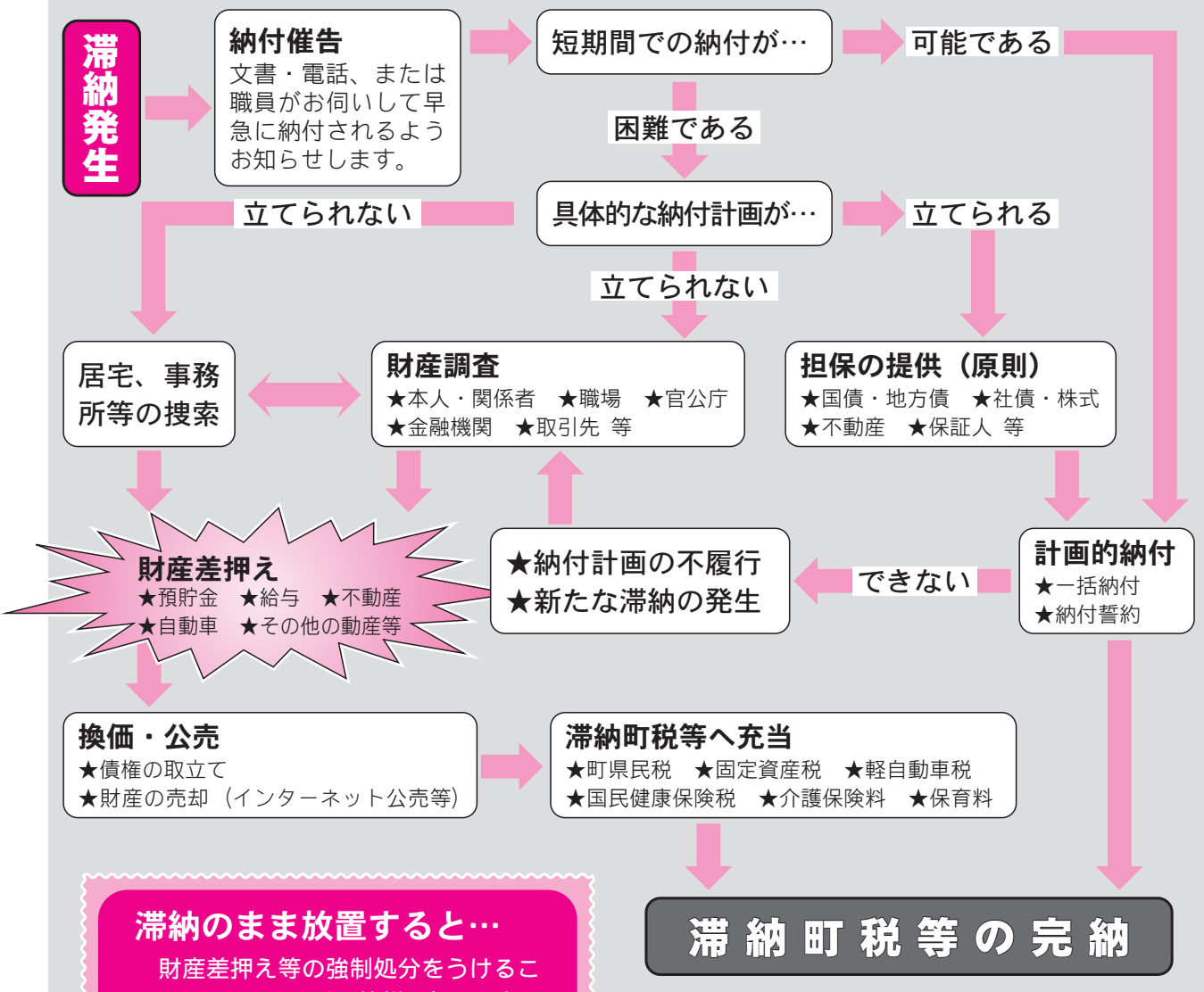


2月 は滞納整理強化・納付推進月間です。

町では、2月を『滞納整理強化及び納付推進月間』として、滞納者の財産の差押えを強力に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。まだ納付されていない方は、役場または金融機関で納付してください。

滞納整理は原則としてこのような流れで行われます。

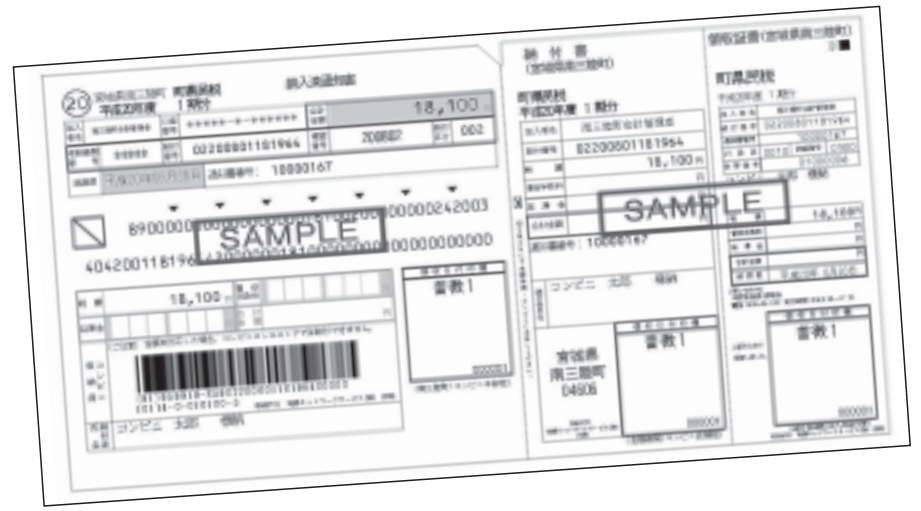


滞納のまま放置すると...
 財産差押え等の強制処分を受けることになり、せつかくの皆様を信用を失ってしまうことになりかねません。そのようなことになる前に、早めの納税相談と具体的な資金繰りを心がけてください。



平日に納税相談を行うことができない方のために、休日納税相談窓口を開設します。
 ◇日時 2月8日(日) 午前9時～午後5時
 2月22日(日) 午前9時～午後5時
 ◇場所 役場本庁舎の窓口

問い合わせ ご相談は
 町民税務課 収納対策室 ☎46-2601



町では、平成21年4月から税金や給食費などの料金をコンビニで納めることができるサービスを開始します。これにより、休日や夜間でも町の税金や各種料金を納めることができます。「平日の昼間は忙しくて時間がとれない」という方は、コンビニ収納をご利用ください。なお、従来どおりの納付方法（各金融機関及び役場窓口）も、ご利用いただけます。

- コンビニで納められる税金や各種料金**
- 税金** 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
 - 各種料金** 介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅料、給食費

ご注意 コンビニを利用できないケース

次の場合は、コンビニで納められませんので、銀行などの金融機関をご利用ください。

- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- ・納税貯蓄組合に加入している方
- ・納期限を過ぎたもの



コンビニ収納のサービスを開始します

事業者の皆様へ 従業員町の町県民税は特別徴収の実施を！

◇特別徴収とは？
 町県民税の特別徴収とは、事業者が所得税の源泉徴収と同様に給与から町県民税を徴収（天引き）し納付していただく制度です。

◇従業員のリット
 通常（普通徴収）は年4回で納付しますが、毎月の給与から天引きされる形になるので年12回となり、1回あたりの負担額が少なくて済みます。また、納期ごとに金融機関に行って納付する手間も省けます。

◇事業所の手間は？
 役場から送付された納付書に記載されている金額を給与から徴収するだけです。所得税のような税額計算や年末調整の手間がかりません。

◇手続きは？
 町民税務課に電話等でご連絡ください。従業員の町県民税納付書を送付いたしますので、毎月その額を徴収し納付する簡単な方法です。

問い合わせ 町民税務課 ☎46-1372